国 際 司法裁判所の「基本的組織原理」に関する考察(三)

牧

は 予備的考察 3 に

ľ

次

第

二章 ICJの存立と国際社会における政治的

節 国際社会の権力構造と国際司法制度

·社会的背景

第

「国際社会の構造変化」とICJの現状 非欧米諸国の対応を中心にして -

(以上第一三巻二号)

PCIJ・ICJ組織枠組の確定過程

第二章

第一節 PCIJ組織枠組の確定過

第二節 ICJ組織枠組の確定過程

一九二〇年「法律家諮問委員会」

および連盟理事会・総会での論議

(以上第一

四巻一号)

九四五年 「サンフランシスコ会議」

での

論議

(以上本号)

第三節

ICJの「基本的組織原理」構造の把握

田

幸

第三章 ICJ組織枠組に関する若干の論点

―「ICJ改革論」の検討を中心にして

結びにかえて

第四章

ICJの「基本的組織原理」と国際可

法制度の特質

二節 ICJ組織枠組の確定過程

―一九四五年「サンフランシスコ会議」での論議

ば その成果は、 方について、より広範な視角から再検討することの必要性と重要性を提起する契機ともなった。実際、そうした視角から 開されてきた。PCIJは、一九二二年以降、そうした紛争処理体系のもとで、その重要な一翼を担う国際司法機関 の模索と再検討の動きは、 会の多元的権力構造のもとで、国際司法機関の存立と機能に関する基本問題について再検討する機会を与えた。 る機関としてその後の命運を共にしたことを意味する。 接な関係をもった国際司法機関たるPCIJとが、戦争という極限の暴力行為状況に直面し、一つの運命共同体を構成す をえず、この第二次大戦勃発に伴らPCIJの活動停止状況は大戦終結後まで継続した。このことは、ある意味では、 て実際上機能した。だが、PCIJは、 次大戦後の国際社会における一般国際機構たる国際連盟と、その紛争平和的処理体系のもとで、法的にも実際的にも密 第一次大戦後、 PCIJの活動停止状況は、 究極的には、 国際連盟の創設に伴い、 すでに第二次大戦半ば以降、 第二次大戦終結後、PCIJの貴重な経験を踏まえ、国際連合の主要な司法機関としてIC PCIJの破滅的な終焉を必ずしも意味するのではなく、 一九四○年五月にドイツ軍のオランダ侵入によりその実際上の活動を停止せざる 国際紛争平和的処理体系は、 しかし、他方では、そうしたPCIJの活動停止状況は、 いくつかの 国際会議等の 場において着手され展開されていた。 国際連盟による紛争処理を中核にして形成され展 むしろPCIJの将来のあり 換言すれ 国際社 第

こうした一連の諸会議におけるICJの基本的枠組に関する形成確定過程においては、

一九二〇年当時に展開されたP

Jが設立されたことにみることができるのである。

三年五月二〇日―翌年二月一〇日)において提示されたPCIJの将来像に関する提案をはじめ、「ダンバートン・ くはICJ設立構想をめぐって展開された論議にも注視しなければならない。それらは、「非公式連合国委員会」(一九四 少し時間的経過に留意しながらみれば、サ会議に先行して開催された一連の 国際会議における、「PCIJの 将来」 過程において、 合の基本的構成文書たる国連憲章とともに、 議」(以下「サ会議」と略記する。 Ĉ の基本的 サ会議は最も重要な意味をもつ国際会議であったということができる。だが、そのプロセスについてもう な枠組については、大戦末期の一 一九四五年四月二五日―六月二六日) において 論議され、 最終的に確定された。したがって、ICJの基本的な枠組に関する形 九四五年初夏に、 連合国が参加して開催された「サ 大戦後の一般国際機構たる ンフランシ 成確定 ス ・クス コ

トン法律家委員会」、一九四五年四月九日―四月二〇日) さらには、 会議におけるICJ関係論議の実質的な討議資料を におけるICJ規程案の審議と起草、 提供した「連合国法律家委員会」(いわゆる「ワシン などに際して展開された論議で

会議」(一九四四年八月二一日―九月七日、九月二八日―一〇月七日)における一般 国際機構と ICJの 基本的枠組に

下、この節では、 も存在したが、 CIJの基本的枠組に関するそれと比較すれば、一方では主要な論議の対象事項や論議の進展状況の点で多少類似する面 連合国法律家委員会およびサ会議での、 他方では時の経過に伴う 国際関係の新たな動向を 反映した新たな 法的・政治的要因も 介在していた。 ICJの基本的枠組の形成確定過程における諸会議、とりわけその過程において重視されなければなら 前節において検討したいくつかの対象事項に関連した論議を参照しながら、

ICJの基本的組織枠組に関する若干の論点について概括的にフォローしてみたいと思う。

— 97

関する提

論

- (1) サ会議におけるICJ規程案の審議確定の経緯については、とくに次の資料を参照。 IV. Judicial Organization Conference on International Organization, San Francisco, 1945.(以下 UNCIO と略記する)Vol. XIII:Commission Documents of the United
- (ca) Report of the Informal Inter-Allied Committee on the Future of the Permanent Court of Justice, Supplement to the American Journal of International Law, Vol.39, 1945, pp.1-42 International
- (4) UNCIO, Vol. XIV: United Nations Committee of Jurists. 参照。 (分) UNCIO, Vol. III: Dumbarton Oaks Proposals Comments and Proposed Amendments. 参照
- 一 「サンフランシスコ会議」以前におけるICJ規程案の審議起草状況

ことなく、むしろそれを看過しえない介在要因として考慮しながら展開されたのであった。 していた。また、そうした論議は、法的観点からだけでなく、国際社会の多元的権力構造に伴う政治的要因をも捨象する るのではなく、国際関係の新たな動向に対応した、戦後世界における国際司法機関のあり方を模索し追求する視角が存在 にはその枠組上の多くの点を肯定的に評価するものであったが、しかし、論議の根底にはPCIJの枠組を単純に継承す 機関の存立と機能について考察するうえでの有益な示唆を提供した。それらは、PCIJ規程を討議の基礎にし、全体的 式の国際会議での論議や提案は、ICJの基本的枠組に関するいくつかの看過しえない論点や問題点を指摘し、国際司法 ICJの基本的枠組を規定するICJ規程案の形成確立過程において、サ会議に先行して開催された非公式あるいは公

98

(一)「非公式連合国委員会」の提示

そうした視角からのアプローチは、当然、PCIJの基本構造にかかわる法的・政治的要素の分析的考察に基づくもので も、「裁判所の将来に影響を及ぼす法律上・政策上の広範な事項」について再検討を行うことを基調とするものであった。 るが、そこでの論議はPCIJの組織と機能を総合的に検討し、 PCIJの将来像をめぐる「非公式連合国委員会」での論議とその結論は、委員会の報告書にかなり詳細に示されてい 全体的にはPCIJ 規程に基づく枠組を 評価しながら

なければならないが、 委員会の論議と結論は、 それをある程度明確化して提示した

本問題に関する委員会の提示は、 きでない」と提示したが、 な政策上の問題であるという理由からその結論を留保したが、それは大戦終結後の新たな国際的合意に依拠すべきことを 摘した。また、 とくに総論的観点から、 その後のICJの基本的枠組に関する論議に少なからぬ影響を与えるものであった。 国際裁判所と一般国際機構との関係については、 しかしそれは裁判所と一般国際機構の関係を全面的に否定するものではなか 大戦後の国際社会における国際司法機関のあり方をいかに捉えるべきかという重要な論 PCIJを存続すべきかあるいは新裁判所を設立すべきかという論点につき、 結論的には 「PCIJと国際連盟との関係を継承すべ った。こうした基 高度

点にかかわり、

さらに、裁判所の構成問題に関しては、

PCIJ規程二条に定める 裁判官被選資格を妥当と 認めその

維持を

提 示した

から 可避にするものであることに留意するとき、 (permanent representation) るという理念に合致せず、 とくにこのことは 規程九条が 特定法系の代表を確保することを企図し、 規程九条との関連で注目すべき考え方を示した。 を確保することを指向したシステムは、 看過しえない重要問題を包含すると批判的に指摘して、 すなわち、 裁判所の構成に特定の国家ないし国家群の恒常的 国籍に関係なくすぐれた裁判官を 選任すべきであ 国籍観念の導入を不 裁判所の構成 面に

際社会の現実を考慮し、 を強調した。このほか、 二歳ないし七五歳までとし、 「異なるタイプの法思想」(different types of 裁判官の三分の一が三年毎に交代するシステムを採用すべきことを提案した。また、 その制度的価値を認めてその維持を提示するとともに、次のような提案を行った。 能率的な裁判運営を図るためにも裁判官数を九名(定足数七名)に削減し、 裁判官任期は九年を原則とするが、 mind and methods of legal thought) が適正に代表されることの 裁判所の 継続性と「新鮮な血の供給」 国籍裁判官制度に関しては、 裁判官の年令制限を七 それは、 確保するため E

裁判官となる候補者一名を指名する、

という提案であった。

この提案は、

裁判官選任方法に関して、

各国は自国籍の候補

裁判

所規程

当事国は、

当然に「裁判所メンバー」(a member of the Court この用語は裁判官の概念に該当しない)となりかつ国籍

論 説 関は三年毎に諸国が参加して開催される「特別会合」(special meeting of Governments)とするが、将来、裁判所と一般 各国が被指名候補者団体の中から裁判官を直接選挙するという提案によって補強された。

ことを目的とするものであったが、本質的には、裁判所の構成面に個別国家の利害を必然的に反映させる可 国際機構との間に組織上の関係が確定された場合には、一般国際機構の適当な機関を選挙機関とすることを提案した。 をもたらすものでもあったといえよう。 えないことを暗示するものであった。 のであり、こうした委員会の提示は、 諸国の裁判所にたいする積極的な対応ないし関与を促進させ、また国籍裁判官の地位と役割を明確化する したがって、それは、 国際司法機関の基本的枠組の形成に際して、国際関係における政治的現実を無視 一面では、 前記の規程九条批判と論理的矛盾を露呈する結果

維持することを提示した。 問題」(matters that are really "justiciable") に管轄権を限定することを強調するとともに、 構の加盟国か否かにかかわりなく、すべての 裁判所規程当事国に訴訟当事者資格を認め、 事項管轄については、「法律的 いわゆる選択条項制度を

裁判所の管轄面に関する提示は、ほぼPCIJの枠組を維持するものである。人的管轄については、将来の一般国際機

進すべきか、 めぐって展開された論議の状況へ回帰するものであったといえよう。だが、 な対応を指向したアプローチを示した。したがってその論理と思考方法は、 権力構造や国際関係における政治的現実を直視して、国際司法機関の存立と機能にかかわる問題点を指摘し、より現実的 このように、委員会は、PCIJの将来像に関して、PCIJ規程に基づく枠組を評価しながらも、国際社会の多元的 そのための基本的枠組をいかに探求し構築すべきかといった基本問題に関する考察上の所産であり、 戦後世界における厳しい政治的現実を予測して、そこにおける国際司法機関の実効的機能をいかに確保し促 ある意味では、一九二○年にPCIJ設立を 別の観点からすれば、それは、 PCIJの経

た基本問題について検討するうえでの有益な問題提起を提示するものであった、

ということができる。

- ランダ), R. M. Campbell (ニュージーランド), E. Colban (ノルウェー), B. Winiarski (ポーランド), R. Cassin, A. Gros バーで構成された。Sir William Malkin (イギリス、議長),G. Kaeckenbeeck (ベルギー),D. M. Johnson (カナダ),F. American Journal of International Law, op. cit., p. 1; M.O.Hudson, The Twenty-third Year of the Permanen the Future of the Permanent Court of International Justice (以下 Report と略記する), Supplement to the (「フラソス国民委員会」), G.G.Fitzmaurice (イギリス、書記). Report of the Informal Inter-Allied Committee on Havlicek (チェコスロヴァキア), C. Stavropoulos (ギリシア), G. Schommen (ルクセンブルグ), E. Star-Busmann (オ Court of International Justice and its Future, A. J. I. L., Vol. 39, 1945, p. 2. ュージーランド、ノルウェー、ポーランドの九カ国政府および「フランス国民委員会」は、それぞれ委員会に出席する専門家を任命 ついて検討し、すべての連合国がこの問題について検討する際に役立つ報告書を作成することを重要な目的として、イギリス政 「非公式連合国委員会」は、国際裁判所は大戦終結後の国際社会においても必要であるという前提のもとに、PCIJの将来 提唱に基づき開催された。これに応えて、ベルギー、カナダ、チェコスロヴァキア、ギリシア、ルクセンブルグ、オランダ、ニ (このほかユーゴスラヴィア政府は専門家を任命しなかったが、 委員会の活動につき 情報をうけた)、委員会は次のようなメン
- (∞) Report, Pars. 4-5, 113. op. cit., pp.2, 36
- (∞) Report, Pars. 3, 6-11, 36. op. cit., pp. 1-4, 36.
- (4) Report, Pars. 12-20, 116. op. cit., pp. 4-6, 36. この点に関連して、委員会は、裁判所と一般国際機構との関係をいかに確 しこのことが将来の国際機構の場合にそらなる可能性は、少なくとも初期の段階では考えられえない」と論じた。Report, Pars 連盟との場合にはそうではなかったことに論及した。さらに、「裁判所は性格上 普遍的であるべきであり、それゆえ 規程当事 二つの機関(institutions)のメンバーシップが完全にまたは実際上同一でなければ満足に作用しないが、このことはPCIJと ような理由から否定した。すなわち、PCIJと連盟との組織的関係から、 定するかは裁判所の将来に関する最も重要な点の一つであることを指摘したが、裁判所と一般国際機構との組織的結合関係を次の それによって裁判所に関係した活動に参与する権限を付与される、すべての文明国に開かれるべきことが望ましいが、 かなりの程度、 こうした委員会の論にたいする批判的見解については、 連盟の変動的運命に依拠」せざるをえなかったこと、また裁判所と一般国際機構との組織的結合関係は、 M. O. Hudson, op. cit., p. 3. **論理的にそうであるか否かいかかわらず、「裁判所** 参照。
- (5) Report, Pars. 21, 117, op. cit., pp. 6, 37

(6)Report, Pars. 23-26, 119-120, op. cit., pp. 7-8, 37. こうした委員会の提示は、規程九条は"少数の特定国が裁判所におけ representation on the Court)を容認するものであると捉え、この規定の必要性を疑問視した。また、こうした点は、PCI るブリスクリプティブな代表権をもつこと。(particular countries should, as such, have a prescriptive right to J設立に先立ち、裁判所の構成に関する難題の一つであったが、連盟理事会と総会による選挙方式という工夫された方策によって も必ずしも克服されえなかったことを指摘し、これについて再検討することの必要性を強調した。Par. 25

- (\sim) Report, Pars. 29-37, 123-126, op. cit., pp. 8-11, 38.
- (∞) Report, Pars. 38-44, 127-128, op. cit., pp. 11-14, 38.
- (\circ) Report, Pars. 45-53, 129-135, op. cit., pp. 14-16, 38-39.
- (\(\text{\tin}\text{\tint}\text{\tint{\texi}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\texi}\text{\text{\text{\texi}\text{\texi}\text{\text{\text{\text{\texi}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\tex
- (1) Report, Pars. 54-61, 136-139, op. cit., pp. 16-19, 39-40.

(11) 「ダンバートン・オークス会議」の提示

うる条件は、安全保障理事会の勧告に基づき総会により各場合に決定される、ことを提示した。このほか、関連事項とし 程のいずれかとする。四機構の全加盟国は当然にICJ規程当事国となる。 てその効力を継続するPCIJ規程とするか、または⑤その準備に際してPCIJ規程を基礎として用いて作成した新規 CJは機構の憲章に付属しその一部たる裁判所規程に従って組織され機能する。爲ⅠCJ規程は、 機構との組織的結合関係を明確化した。またICJに関する第七章では、⊖ICJは機構の主要な司法機関をなす。 はその第四章で、ICJ(an international court of justice)を一般国際機構の主要機関の一つに位置づけ、ICJと ための提案」(以下「グ案」と略記する)を採択した。 このダ案は後にサ会議で採択された国連憲章の 原案としての 意義を 設を準備するために 開催された 「ダンバートン・オークス会議」は、一九四四年一〇月七日に、「一般国際機構の創設 第二次大戦連合国の主要四カ国(アメリカ、イギリス、ソ連、中国)代表が参加して、戦後世界における一般国際機構の創 国際平和と安全の維持を確保するための諸方策を重視し、これに関連して国際紛争の平和的処理を強調した。ダ索 田機構の非加盟国がICI規程当事国となり (a)望ましい変更を伴っ

に付託されるべきこと(第八章 4 節六項)などについても提示した。 て、総会はICJ裁判官の選挙に関する機能を遂行し (第五章B節四項)、「法律的紛争」(justiciable disputes) は I C J

ある」(ドミニカ)などの見解が表明された。もっとも、 された性格を別にして、ICJが平和と安全の維持に特別な重要性をもって最大限に関与することを認めることが適当で する目的が実質的に示されている。あらゆる観点から、 ことも必要である。 に「連合国法律家委員会」あるいはサ会議における諸国代表の見解に示されたが、それとは別にここで若干言及してお 要することがらでもあった。この点に関連し、ダ案にたいして諸国がどのような対応を示したかという点については、後 の提示は、 CJの基本的な組織枠組にかかわる基本問題であり、 うに規定するかという点について、その骨子をごく簡潔に提示するにとどまるものであった。 肯定したわけではなく、 たるべきである」(ベネズエラ)、「ダンバートン・オークス会議でフォーミュレイトされた提案に、ICJの重要性を拡大 極的に評価した。この点に関連して、例えば、「裁判所は国際機構の本質的な統合要素 (essencial integrating element) 修正案を提示した。これら諸国の多くは、 ダ案におけるこれらICJ関係の諸事項は、 裁判所規程は憲章と不可分の一体をなすこと、 (機構の主要機関を列記した)リストから削除すべきである」といった反対論も示された。 主要四カ国の合意に基づくものであったが、それを具体化するためには、究極的にはすべての連合国の合意を ダ案のICJ関係の提示に関して、若干の諸国はコメントを付すとともに、ダ案の個別事項について 例えば、メキシコのように「裁判所は機構と関係をもつが、 一般国際機構とICJとの組織的関係、とくにICJは機構の主要司法機関で 主に、機構の基本文書たる憲章にICJと機構との組織上の 機構の全加盟国は当然に裁判所規程当事国となることなどの点を積 法的にも政治的にも重要な意味をもつものであった。こうしたダ案 ICJと機構との ダ案において国際機構の最高権威機関として安全保障理事会に帰 組織的結合関係についてすべての諸国がそれを 自治的機関 しかし、 しかし、 (autonomous organ) これらの事項は 他の多くの諸 関係をどの £

はダ案に提示された枠組に総論的観点から肯定的な評価を与え、さらに裁判所の構成・管轄面などについてもそれぞれ

論

律家委員会」やサ会議において再検討し調整することが予定されていたのであり、ICJの基本的枠組ないしICJ規程 が、ダ案におけるICJ関係の提示については、それを起草した 前記主要四ヵ国の 提案にもみられるように、「連合国法 なり詳細な提案を行った。もちろん、ダ案には裁判所の構成・管轄面に関する具体的な提案は何ら提示されていなかった(5)

(-) The United Nations Dumbarton Oaks Proposals for a General International Organization, UNCIO, Vol. III,

案に関するより広範な視角からの審議と起草は、次の段階に待たなければならなかったのである。

- (2)Ibid., p.3. なお、ダ案は機構の主要機関として、 総会、 安全保障理事会、ICJおよび事務局の四機関を定め、このほか必要 と思われる若干の補助機関(subsidiary agencies)を設けることを定めていた。
- (∞) Ibid., pp. 10-11.
- (4) Ibid., pp. 5, 13
- (5)ダ案にたいするコメントあるいは修正案などを提示した諸国は、次の四○ヵ国である。中国、ウルグァイ、ハイテ、メキシコ、 ビア、カナダ、ペルー、アメリカ、ソ連、ギリシア。それらの内容については、ibid., pp. 24 et seq. ーバ、インド、エルサルヴァドル、フィリピン、オーストラリア、イラン、エチオピア、ドミニカ、イギリス、ボリビア、コロン ベネズエラ、ブラジル、 グァテマラ、 パナマ、 コスタリカ、 チリ、オランダ、ベルギー、パラグァイ、ホンジュラス、ノルウェ **1、フランス、エクアドル、エジプト、リベリア、チェコスロヴァキア、レバノン、南ア連邦、トルコ、ニュージーランド、キュ**
- (6)このような評価は、ドミニカ (ibid., p. 505)、グァテマラ (ibid., p. 257)、ノルウェー (ibid., p. 365)、フィリピン (ibid., p. 535)、ベネズェラ (ibid., p. 189) などによって示された。
- (~) Ibid., p. 227
- (∞) Ibid., pp. 569, 573.
- (Φ) Ibid., p. 175
- (10) PCIJの将来像ないしICJの 基本的枠組、 コ、パラグァイ、ベネズエラ、ボリビア、エクアドル、ホンジュラス、ブラジル、コスタリカ、ウルグァイ、 あるいは ダ案にたいする 修正案は、キューバ、ドミニカ、グァテマラ、 ノルウェー、 オラン

オーストラリア、ベルギー、 チェコ、 ギリシア、 フィリピン、トルコ、イランなどの諸国によって提示された。

(三)「連合国法律家委員会」におけるICJ規程案の審議と起草

とすることを決定した。かくして、委員会ではPCIJ規程の個別規定全体につきそれを維持するかあるいは修正すべき バドバン(professor Jules Basdevant フランス)を選任し、委員会の作業を迅速に行うためPCIJ規程を討議の基礎 格に基づき参加して開催され、サ会議に提出するICJ規程案の起草をその主要な任務とし、 論点のみをとりあげて検討することにしたい。 かという点をめぐって論議が展開されたが、ここではとくに裁判所の構成や管轄権(強制的管轄権)に関するいくつかの 要な役割を有することを確認した後、委員会議長にハックワース(Mr. Green H. Hackworth アメリカ)を、 五章六九条)とその報告書を採択した。委員会は、まず第一回会合(四月九日)において、 「平和的な世界秩序」(a peaceful world order) や国際社会における法の支配を確立するうえで、ICJがきわめて重 「連合国法律家委員会」は、連合国四三カ国によりそれぞれに任命された法律専門家が政府代表としてでなく個 国際平和と安全の 維持を確保し 最終的にICJ規程案 報告者に 人的資

に注目し、「この問題は政治的問題であるゆえに、本委員会で決定すべきことがらではない」という見解を示した。だが、 判的な見解を示したことに端を発した。この点に関しては、かつて「非公式連合国委員会」においても論議され、 ことが提示されているが、この二つを分離し、裁判所を政治的問題から解放すべきである」と述べ、ダ案の関連規定に批 合(四月一〇日)でラマダン(Hafez Ramadan Pacha エジプト)が「ダ案によれば裁判所規程は機構のパートたるべ 案にたいするメキシコ 委員会での論議の中でとくに予備的に注目すべきは、ダ案に示されたICJと一般国際機構との組織的結合関係に関す この法的・政治的に重要な問題についてはじめに言及しておきたい。この問題に関する論議は、 代表の批判的見解なども示されたのであったが、 ハックワースは議長の立場から、 ダ案の関連規定 第二回会 またダ き

綸

でも明確な結論は見い出されえず、 の点は政治的に重要な問題であるが、委員会はこれを法律的見地から検討すべきであると論じた。しかしこの論にたいし に関する小委員会」Subcommittee on Articles 1 and 2 四月一一日) 中断し、何ら結論を下すことはできなかった。もっとも委員会はその後、この問題について小委員会(「第一条および第二条 以上の政策的決定はサ会議で行われるべきである」と反論したことなどにより、結局、委員会はこの問題に関する論議を て、スピロプーロス(Professor John Spiropoulos ギリシア)が「この問題はすでにダ案において決定されており、 の当事国となるかどうか、国連非加盟国は裁判所規程当事国たることを許容されうるかどうかなどの点について、これら 機関と規定しており、司法機関が国連の政治的機関に結合されるべきかどうかは政治的問題であるが、考慮すべき法律的 極的な対応を求めた。他方、ガブリロビック(The Hon. Dr. Stojan Gavrilovic ユーゴスラヴィア)は「国際裁判所は 考え方に賛同する旨表明し、またコルドバ(Ambassador Roberto Cordova メキシコ)も、この点についてはサ会議で 論点を包含することを指摘し、 るとともに、この問題に関する論点を多少理論的に次のように指摘した。すなわち、 なかで、バドバンは、この問題に関する委員会の見解はサ会議への勧告にとどめ、実質審議は延期すべきであると主張す 接な関係を肯定する見解とが対立的に示されたが、その論拠はいずれも必ずしも十分でなく明確でもなかった。こうした 定をサ会議に委ねることに賛成するが、「裁判所は政治的影響から 解放されるために機構から 独立すべきである」という この議長見解にたいして、ガルシア(Dr. Arturo Garcia ペルー)は、 **亅と一般国際機構との組織的関係のあり方について、その関係から結果する政治的影響を危惧する見解と、逆に両者の密** 一般国際機構の機関として以外には適切に機能しえない」と述べ、ICJと機構との関係を強調した。このように、 決定することが妥当であるとしながらも、この問題につき委員会がサ会議に一定の勧告を行うことは価値あると述べ、積 裁判所規程は政治的機構の憲章に付属されるべきか、 結果的に、 ICJ規程案第一条は具体的内容を含まない空白規定の形でサ会議に提示 の検討結果を得てさらに若干の論議を行ったが、 機構の将来にとって 重要なこの問題に関する決 ダ案はICJを一般国際機構の司 後者に所属する国家は自動的に前者

されたのであった。(19)

/裁判所の構成問 題

委員会における裁判所

(裁判機関)の構成問題に関する論議の焦点は、

裁判官数、

裁判官選任方法、

国籍裁判官制度な

際関係の政治的現実を考慮して、 どに関する論議であった。 プされた如く、法的観点からばかりでなく政治的あるいは政策的観点からも展開され、 これらの点に関する論議は、 国際司法機関の基礎的枠組をいかに構築すべきかということが、その根底に存在する重 一九二〇年のPCIJ規程確定過程においてすでにクロ 国際社会の多元的権力構造、 ズ・ 玉 ア

裁判官数

要な視角であり本質的な論点でもあった。

する説明を行った。ちなみに、 判官数の削減を図ることによって実現されうる旨強調したが、この点に関する審議は中断され、 の前日の委員会第二回会合において、フィツモーリスが、「最良の裁判所」は 大規模な裁判所に内在する 欠点を除去し裁 った。小委員会では、まず小委員会議長コルドバがイギリス提案に論及したことにより、 (「第三条-第一三条に関する小委員会」Subcommittee on Articles 3 to 13 四月一一日)での論議に始まった。 もっとも、そ 裁判官数の確定をめぐる論議は、 イギリス提案は、 イギリス提案にみられる「裁判所メンバー」の概念に関する論議を含めて、 裁判所の構成に関する主要な目的として、 フィツモーリスが自国提案に関 国籍を考慮せずに「最良の裁 継続審議とされたのであ 小委員会

geographical basis) を具現することになることに留意し、 ー」となり、このうち九名が通常の選挙機関により裁判官として選出され、これ以外のメンバーは予備裁判官あるいは が提示した線に沿うものであったが、フィツモーリスは提案の趣旨を説明し、大規模な裁判所は判決の質的低下を招 ク裁判官の任につくことを提案するものであった。 (B) 各国が自国民一名の 候補者を指名し、これが「裁判所メン この提案は一見して 明らかなように 「非公式 連合国委員

F

判所」を設立すること、それは間接的にできる限り「地理的基礎に基づく最大限の代表」(the Iargest representation on

にメンバーとしての公式の 地位を与えるシステムは 裁判所における世界中の 諸国のインタレストを拡大しまた 裁判所の

Golunskyソ連、、アドバイサー)は、「メンバー」という文言はメンバーをもつ諸国はすべて裁判所に代表されるといっ 影響力を拡大することになると考えた」 旨付言した。 このイギリス 提案にたいして、 ゴランスキー(Professor S. A. らに説明を加えたが、結局この提案は、表決の結果採択されえなかったのである(イギリス提案賛成三、反対穴)。 く、そのようなカテゴリーを創設することは多くの 難点を包含することを指摘した。 この 点に関して、 フィツモーリス た幻想を生じさせるが、これは正しくないことであり、「メンバー」を「候補者」に 置換すべきであると 指摘し、このほ かコルドバやバドバンも、すべての候補者が裁判官ではないところの「裁判所メンバー」となることは決して良策ではな 候補者の地位をメンバーとすることの提案理由はアド・ホックのメンバーにより公式の地位を与えることにあるとさ

裁判官数の削減によって良好な裁判運営が可能になると論じた。だが、こうした裁判官数削減論の論拠は、 このほかバドバンも、 また世界的に著名な裁判官適任者を見い出すうえで、それは一五名よりも九名である方が常に容易に行われうると述べ、 ランスキーもこれを支持して、「裁判所の権威は裁判官数に依存するのではなく、 裁判官の 資質に依存する」のであり、 って論議された。この点につき、フィツモーリスは当然のことながら裁判官数を九名に削減すべきことを主張したが、ゴ 裁判官数の削減を主張して、重要なことはすぐれた裁判官から成る裁判所を設立することであり、 やや一般的な

続いて、小委員会では裁判官数自体について、現行の一五名を維持すべきかまたはそれを削減すべきかという点をめぐ

するとともに、

保することを強調した。このほかド・ビッシェ

イチ)はとくに裁判所の構成面における世界の主要法系の代表を確保すること、換言すれば中小国が代表しうる機会を確

(Professor Cemil Bilsel 노숙 ㄲ)~

ケルニサン

(Dr. Clovis Kernisan (

問題に関する論点として、裁判所にたいする広範な支持とインタレストを確保することや、

(M. Charles De

Visscher ベルギー) は、

裁判官数一五名の維持を支持

技術的面にお

David Castro

ルサルヴァドル)、ビルセル

た。このほか、 れた(裁判官数の削减賛成四、 が当初の一一名から一五名に増員されたのは実際上の必要と同時に諸国の感情に対処する理由からであったことを指摘し 判所の威信が低下することを懸念し、またコルドバも裁判官数の増員により裁判所の信用は増大するであろう、といった(19) ことが望ましいといった見解も表明され、 所の構成に代表をもつ機会を少なくすることを指摘し、王寵恵(Dr. Wang Chung-hui 中国) 逆の論を示したのであった。さらにリードやコルドバは、 Us し抽象的であったため、これにたいする反論の形で、リード コルドバによって、裁判所の活動量が将来増大することなどを考慮すれば、 一五名の裁判官数維持賛成五)。 結局、 小委員会では、 裁判官数の削減による裁判所規模の縮小はとくに中小国が裁判 (Mr. John E. Read カナダ) 表決の結果、 一五名の裁判官数を維持することが決定さ 一五名の裁判官数を維持する は裁判官数の削減により裁 Þ PCIJの裁判官数

測される裁判所の活動量の増大にかんがみ適当でない、といった点を紹介した。委員会では、こうした小委員会の勧告内測される裁判所の活動量の増大にかんがみ適当でない、といった点を紹介した。 機会を少なくすることは望ましくない。闫現行一五名の裁判官数は経験上達せられたものである。 会でのものとほぼ オランダ)が裁判官数九名を主張したほかは、他の大多数の委員は裁判官数一五名の維持を支持した。 容を踏まえて論議され、シンプソン(The Hon. C. L. Simpson リベリア)やスター・ブスマン(M. E. 論に至った理由として、∵分規模の裁判機関は世界の主要法系を適正に代表しえない。⇔中小国の裁判所における代表の 右の小委員会の結論 同様であったが、アッバス (Dr. Abdul-Majid Abbass イラク)、カストロ (Ambassador (裁判官数一五名を勧告)は、委員会の第九回会合(四月一六日)に提示されたが、 四裁判官数の削減は予 Ţ その論拠は小委員 ル Star-Busmann ドバ はその結

諭 所与の時に何名が裁判官席につくべきかといった点を本質的に考慮すべきであると指摘した。委員会では、こうしたさま いて余りにも多数の裁判官を有することは 裁判所の活動にたいする 阻害要因となる ことなどを 考慮すべきであると指摘 また、委員会にPCIJ代表として非公式にオブザーバーの 形で 参加したハドソン(Judge Manley O. Hudson) ド・ビッシェの見解に賛同し、政策上の問題としてでなく実際上の問題として、何名が裁判所の裁判官たるべきか、

ざまな論議を経て、結局、表決の結果、裁判官数一五名を維持することを決定したのである(裁判官数一五名維持賛成二八

裁判官選任方法

任されずとも他国のすぐれた法律家を裁判官に選任しうるシステムとして評価すべきことを強調した。ところで、こうし任されずとも他国のすぐれた法律家を裁判官に選任しうるシステムとして評価すべきことを強調した。 より積極的な論拠を示していなかった。他方、PCIJ規程に基づく間接的指名方法を支持する見解が、バドバン、 とに立つべきことをその理由として強調した。だが、これら各国政府による直接指名方法を支持する見解は、それ以上(28) が複数の国家による協調的な指名をうけて事前に選定されてしまうことに留意して、候補者はあくまでも対等な基礎のも 支持する見解を表明し、とくに王は指名手続の簡素化を理由に、またコルドバは、現行システムのもとでは若干の候補者 リ)、スピロプーロス、エスカランテ(Dr. Diógenes Escalante ベネズエラ)、スター・ブスマンなどは直接指名方法を 貸否の見解が対立した形で示された。王、コルドバ、フィツモーリス、ノビコフ、モラ(Ambassador Marcial Mora チ 国家による直接指名方法といわゆる国別裁判官団による間接的指名方法の選択をめぐるものであって、この方法に関する 展開された。指名方法に関する論点は、一九二〇年の法律家諮問委員会においても主要な論争テーマであったところの、 は裁判官候補者の指名と裁判官選挙とを区別して検討することも可能であったが、委員会の論議は当初これを一つにして 裁判官選任方法(裁判官の指名・選挙システム)については、委員会の第二回会合において論議された。この問題について クワースなどにより表明された。これらは、 現行の指名方法には何ら不都合はなく、たとえ自国民が裁判官に選 リー

なか

0

小委員会での指名方法に関する論議は、

みが関与しうるかあるいは総会と理事会双方が関与しうるかどうかという点にあったが、 は全く前進せず、「裁判所規程の多くの条文は政治的観点を包含するが、 Ιţ 裁判官選挙方法に関する問題は政治的問題を惹起するゆえにここで検討すべきでないと主張した。 事項を小委員会(「第三条 で決定すべきである」と主張した。こうした論議状況のもとで、選挙方法に関する論点は、 べきであり、 当然のことながら、 名方法に関する論議は裁判官選挙方法にも関連するものであったが、 ったのである。 裁判所規程の各パートについて、 反論が示され、 -第一三条に関する小委員会」)において検討することを決定し、 モラは、 その問題に政治的含意があるとしても、 選挙方法は政治的問題であるという立場をとればこの問題に関する論 委員会はその事実にかかわりなく 見解を表明す スピロ プーロスは、 見解を表明するかどうかを今ここ この段階では何ら 結論を出 委員会は、 ダ案に提示された如く総会の この二つの だが、これにたいして これらすべての検討 間 題を 这别 しえ

れともPCIJ規程に基づく国別裁判官団による指名方法を採択すべきかという点をめぐって展開されたが かかわりなく行われるシステムとして価値を有する」ことを強調した。 関する論議の背景には、 ツ い旨も付言したのであった。 E 日各国 を支持して、「この方法は過去四半世紀の間に十分に作用してきたのであり、 たのであり、 リスは、 [政府は被指名候補者を一名に限定すべきかどうか、という論点について検討することを提起した。 この点に関して、日候補者は各国政府により指名されるべきかどうか、口各国は自国民のみを指名すべ この点に関連して、 指名手続における政治的影響力の排除 他方、 各国政府による指名方法を支持する見解が、 リード は 右の論点を指摘するとともに、 (非政治化) もっとも彼は、 をいかに確保するかという重要な視点が存 ゴランスキー、 裁判官候補者の指名が政治的考慮に 現行システム 各国政府による指名に強く反対し ¥ (国別裁判官団による指 スター IJ ĺド 指名方法 やフ

によって表明され、ゴランスキー

はリードの見解を批判して、「旧来のシステムは 政治的影響力を 排除するというが、そ

そ

イギリス提案に示された各国政府による直接指名方法を採択すべきか、

論 (自国民一名、外国人一名) を指名すべきであると主張したが、 コルドバ、 フィツモーリス、 ゴランスキー、(f) Bahgat Badawi エジプト、アドバイサー)やヨルスタド(M. Lars J. Jorstad ノルウェー)は各国政府は二名の候補者 つことを強調した。このように、第一の論点に関しては二つの対立した見解が示されたが、こうした論議の後、各国政府(35) うした影響力はそのシステムの下でも存在するのであって、そのシステムを維持する絶対的な有用性はありえない」と論 による指名方法が採択されたのであった。続いて、 第二および 第三の 論点について 論議され、 バダウイ (Dr. Helmy マンなどは候補者一名の指名を主張した。とくにコルドバは、各国政府が候補者一名を指名すれば、すべての候補者は対 スター・ブスマンは、別の角度から、各国政府による指名方法は当該政府に指名に関する責任を負わすメリットをも スター・ブス

バドバン、王、 会は表決の結果、各国政府は自国民一名の候補者を指名する方法を採択した(賛成五、反対四)。次に、 小委員会では、 等な立場にたち、対等な機会が与えられてより民主的となることをその理由として示した。こうした論点に関し、小委員 ではないか」と問うたが、高度な政策上の問題は別として、法律的問題について検討を行うという立場から論議を進める(4) 判官選挙方法について検討し、はじめにバダウイが問題の扱いに関して「これはサ会議の決定に委ねられるべき政治問題 ことが確認された。選挙方法に関して、ゴランスキーは総会と理事会による選挙システムを強調したほか、ヨルスタッド、 スター・ブスマンなどもこれを支持し、結局、この論点に関してはほとんど実質審議を行うことなく、P

員によって表明された唯一の真の反対論は、 CIJ規程に基づくところの、 リスもこれを支持するとともに、「諸国政府による指名はきわめて簡易で 煩わしさがない。これにたいして、 委員会の委 ドバの説明の後に論議を行った。まず、諸国政府による指名方法について王が支持する見解を示したほか、 裁判官選任方法に関する小委員会の結論は委員会の第九回会合 (四月一六日) に提示され、これに関する小委員会議長コ 総会と理事会双方による選挙システムを維持することが確認されたのであった。(なり) 諸国政府による裁判官候補者の指名が認められれば、 政治的影響が導入され フィツモー

うるということであった。しかし、いずれの政府も候補者を一名だけ指名するのであって、当該政府が単に政治的配慮に

あった(現行システム維持賛成一六、変更賛成一六、欠席七、棄権四)。かくして、議長は現行 システム 採択の 意向を示したが、 規程に基づくシステムを維持すべきか、あるいは変更すべきかについて表決することを提示し、その結果は、 りも小である、 的配慮から解放されるべきであるが、諸国政府による指名はそうした配慮に多分に影響されざるをえない、といった点を <u> 裁判官資格者を選択するであろうと信ずることが合理的である」と述べた。他方、</u> 基づき裁判官資格を欠く者を選任するであろうと仮定することは合理性をもたない。実際問題として、 強調するものであった。もっとも、それでは国別裁判官団による指名は政治的影響を全くうけないかどうかという点につ よる指名を支持する見解が大多数の委員によって表明された。その論拠は、 いて、疑問の余地が全くなかったわけではないが、少なくともそうした影響は諸国政府による直接指名の場合におけるよ と判断されたのであった。このような論議の後、ハックワース議長は、裁判官選任方法に関するPCII 主に、 裁判官候補者の指名はできる限り政治 PCIJ規程に基づく国別裁判官団に 当該政府は最良の 賛否同数で

三 国籍裁判官

点にあった。

であった。

力構造のもとで、 語裁判官制度に関する問題は、 この制度がもつ実際上のメリットとデメリットとを比較衡量して、 委員会の第四回 会合 (四月一一日)で検討された。 いかにその価値判断を行うかという 論議の焦点は、 国際社会の多元的

判官席につくことを排除されるべきことを主張した。こうした主張の趣旨は、 の問題について、アッバスは、 be a judge in his own case) というローマ 原則論の立場から「何人も自己の関与する事件において 裁判官たるべきでない」(no 法格言を引用し、 一九二〇年のPCIJ規程確定過程にお 裁判官は自国が関係する事件にお 、て裁

国籍裁判官制度反対論の有力な論拠でもあった。そして、これを原則論とみれば、これを真正面から批判すること

ても

委員会で採択されたICJ規程案の関連規定は右の点に関するオールタナティブ・テキストを包含する形で起草されたの

ることを躊躇するであろうと述べた。このほか王は、別の観点から、アツバスが引用した原則を尊重するが、しかし裁判 考えるが、一般的に、諸国は自国が関係する事件において自国の考えを説明するうえで国籍裁判官を有することのメリッ はそう容易ではなかったが、しかし現実的観点を重視した別の考慮が若干の委員たちによって示されたのであった。ハッ 審理に投票権なしに参加しうるシステムを提示した。だが、この提案について、ニソット (M. Joseph Nisot ベルギー、代 係で困難な事態が生じることを指摘した。バドバンも、この王の指摘に合意するとともに、国籍裁判官が裁判所における いう見解を示した。こうした点に関する論議は法的問題を包含するものであったが、バダウイは、一つの妥協案として、 点を指摘したが、これにたいして、ハックワースは、「投票を許されない裁判官は 実際には補佐人(assesor)となる」と 所において多数国間条約の解釈が求められた場合に、国籍裁判官が裁判官席につくことを許容されなければ定足数との関 トを支持していると思われるし、 「国籍裁判官の一人が投票権なしに裁判官席につくことが確認されれば、他方の国籍裁判官は投票をすべきでない」と提 は、「投票を認められない裁判官が定足数に算入される場合、彼は裁判官の地位を保持しうるかどうか」という問題 と述べた。ヨルスタッドも、同様な観点から、アド・ホック裁判官が認められなければ諸国は裁判所に事件を付託す 原則上の問題がここで関連するといい、個人的には国籍裁判官が裁判官席につくことを許容すべきでないと また諸国が自国民を有しない裁判所に事件を付託することに応諾するかどうか疑問であ

めることにつき合意があったものと判断される、と述べた。そこで、アッバスは急拠、 いとすることは、アド・ホック裁判官の有用性を支持する者によって承認されえないであろう、と述べた。GS らに、国籍裁判官は必ずしも自国支持の投票をしないことを強調するとともに、アド・ホック裁判官は投票権をもらえな 案した。しかし、これにたいして、ハックワースは、「それは 裁判官の活動の自由を 制限することになる」 と指摘し、さ このように、委員会での論議は種々な見解の表明により容易に収束する気配はなかったが、こうした状況のもとで、ハ スは議長の立場から、委員会では具体的な提案が示されていないゆえに、現行PCIJ規程三一条をそのまま認 国籍裁判官廃止の提案を行った。

採択したのであった

という保証はありえないゆえに、 を敬遠するであろう」と述べた。このように、 か ッバスはなお、「国籍裁判官は公正であるべきだというカナダ代表の 見解に賛同するが、しかしすべての 場合にそうある 所に自国籍の裁判官を有することを望んでおり、 き論として、 くして、 また、 水 スは、 ック裁判官が任命されるとしても、 委員会ではアッバ リードは、 アッバスの提案に賛同する意向を示したが、他方では諸国は、 国籍裁判官制度と強制的管轄権の拡大に関連して、「諸国は国籍裁判官を有しなければ、 自国政府は現在のプラクティスを 維持すべきであるという見解をもっており、「たとえ 裁判所にア スの提案について表決を行う前に、これをめぐってさらに若干の論議が行 裁判所を徹底的に公正にするためにも国籍裁判官を廃止すべきである」と主張した。 アド・ホック裁判官は真に公正な立場にたつであろう」と論じ、さらに注目す 国籍裁判官制度の維持を支持する見解が表明されたが、これにたいしてア したがって、アド・ホック裁判官の制度を維持すべきである、 勿論すべてがそうであるわけではないが、 ゎ 選択条項の署名 n た と主張し ス ٣ 裁判 口 プ

1 にPCIJを代表して、 アメリカ、 IJ 「連合国法律家委員会」への参加国は、オーストラリア、ベルギー、ボリビア、 シア、グァテマラ、ハイチ、ホンジュラス、イラン、イラク、リベリア、ルクセンブルグ、メキシコ、 スタリカ、キューバ、チェコスロヴァキア、ドミニカ、エクアドル、エジプト、 ニカラグア、ノルウェー、パナマ、パラグァイ、ペルー、フィリピン、 ウルグァイ、ベネズエラ、 M・O・ハドソン判事が参加した。UNCIO, Vol. XIV, pp. 21-25 ユーゴスラヴィアの四三カ国であり、 これら諸国から計九一名の法律専門家が参加し、ほか サウジアラビア、シリア、 ブラジル、カナダ、 エルサルヴァドル、 チリ、 トルコ、 オランダ、 エチオピア、 中国、 ソ連、 ニュージーラン フランス、ギ :2 P ンビア、

- (a) UNCIO, ibid., pp. 756-797, 821-887
- (∞) Ibid., pp. 31-61.
- (4) Ibid., p. 62.
- (5) Ibid., p. 63.

国籍裁判官制度の維持を圧倒的多数で可決し

員会では、こうした論議の後、アッバス提案について表決した結果、結局、

(国籍裁判官廃止賛成二、反対二三)。

- ΠJ
 - (7) Ibid

6

Ibid.

- (∞) Ibid., 63-64
- (9) Ibid., p. 64
- ことにしたのであった。ibid., pp. 822-823 員会の報告書にも記されたように、若干の論点については未確定のまま、第一条の実質規定を空白にして、サ会議の決定に委ねる 議での決定に託すことになった。ibid., pp. 185-187. かくして、ICJの地位に関する基本問題について扱うべき第一条は、 て岩干論議されたが、ここでもPCIJの継承に関連した前記のような論点について明確な結論は見い出されず、究極的にはサ会 定を含んだ報告書を作成した。ibid.,pp. 253-254. この報告書は委員会の第八回会合(四月一二日)に提示され、これをめぐっ 仲裁裁判所並びに諸国がその紛争の解決を求めて付託することに常に自由である特別な裁判所以外のものとして存立する」旨の規 主要な司法機関を成し、この規程に従って機能する。該裁判所は、一八九九年および一九〇七年のハーグ条約によって組織された して「一九二○年一二月一六日の署名議定書および一九二九年九月一四日の規程改正議定書によって設立されたPCIJは国連の た新裁判所を設立すべきかどうかの問題についても結論は得られなかった。ibid., pp. 249-252. だが、小委員会は第一条草案と 継承をめぐる基本問題について検討したが、PCIJ規程当事国でない諸国の扱いに関して、必ずしも明確な合意が得られず、 ージーランド、アドバイサー)、クリロフ(Professor S. B. Krylov ソ連、アドバイサー)が出席して開かれ、とくにPCIJの (Sr. Ernesto Dihigo キューバ)、ノビコフ (Mr. N. V. Novikov ソ連) のほか、アイクマン (Mr. Colin C. Aikman ニュ 「第一条および第二条に関する小委員会」は、ミカエル・マイヤーズ (Sir Michael Myers ニュージーランド)、ディ
- ゴランスキー、フィッモーリスの九名で構成された。ibid., p. 255 「第三条―第一三条に関する小委員会」は、コルドバ、リード、王、 バダウイ、バドバン、 スター・ブスマン、 ヨルスタッド、
- (2) Ibid., p. 67
- (3)関連のイギリス提案 (United Kingdom Proposals Regarding the Statute of the Permanent Court of International Justice)の要旨と条文案については、ibid., pp. 314-315 参照。
- 14) Ibid., pp. 255-256
- (5) Ibid., p. 262.

- 17 $\frac{16}{9}$ Ibid., pp. 263, 265. Ibid., pp. 256, 263-264.
- Ibid., pp. 256,
- 263-264
- (19) Ibid., p. 262.
- (20) **Ibid., pp.** 263, 266-267
- (21) Ibid., p. 262
- (2)Ibid., p. 267. 小委員会の報告書は、裁判官数一五名を支持した多数意見の論拠として、①小規模な司法機関においては、規程 ものである、などを明示した。ibid., pp. 276-277 増大が戦後期に予想される。④現行の裁判官数一五名は、 九条に定められた要件、すなわち世界の主要文明形態及び主要法系が裁判所に代表されることを遂行することが、不可能でないに しても、 困難であること。②世界裁判所に小国が代表される機会を少なくすることは望ましくない。③裁判所の活動上のかなりの 経験則上、当初の裁判官一一名よりも適当であることが明らかにされた
- (23) Ibid., p. 196.
- (25) **Ibid.**, **pp**. 196-197 24) Ibid.
- (26) Ibid., pp. 197-198
- 、幻)Ibid., p. 198. 委員会は報告書において、裁判所の構成(とくに裁判官数)に関する三条草案のコメントとして、次のように説 明した。すなわち「委員会は、裁判所の裁判官数につきその一般的構造を保持するか、あるいはそれを変更して減員すべきである 所における異なる諸国のインタレストが増大され、裁判所内での 裁判部の設置が 促進される、 と指摘された。 委員会のある委員 と提案されたが、この構造及び一九二九年に一五名とされた裁判官数を維持することが望ましいと判断した。それによって、裁判 生する、国家または国連加盟国に二名以上の自国民を裁判所の裁判官の中に含むことを許容しない規則を、 は、それは異なるタイプの文明の代表を許容するであろうと指摘した。他方、委員会は、本条において、別の規定から間接的に派 直接確定することが適
- ∞) Ibid., pp. 67-68

当であると考えた」と。ibid., p. 824.

2) Ibid., pp. 67, 69-70

- (31) Ibid. Ibid., p.68.
- Ibid., p. 82.
- (33) Ibid., 257.
- Ibid., p. 259

(34) Ibid., p. 258.

(36) Ibid.

- (35) **Ibid., pp.** 259-260.
- (38) Ibid., p. 260.
- ·39)Ibid. 小委員会の報告書は、裁判官候補者の指名方法に関して、 次のように記した。まず、諸国政府による候補者の指名方法を 評価を得る条件をもつことが重要であると考えられた。このほか、現行の選任システムは簡略化されるべきである、といった考慮 界的機構の選挙機関の前で不平等な条件のもとで候補者を有する可能性を除去する。この点に関して、各候補者は選挙時に対等な は、現行の方法に従って行われる指名に先行する大法院(the Chanceries)の政治的介入を最小限にする。②さらにそれは、 のであったことを明示した。また、自国民一名の候補者指名を支持した論拠は、①各国が自国民一名の候補者を指名するシステム た。③諸国政府によるより簡単な直接指名方法は、指名を「政治的」なものとする可能性を少なくする。④規程四条及び五条は、 採択したことにつき、小委員会でこれを支持した論拠は、①「ナショナル・グループ」システムは、それが余りにも複雑であるゆ も作用したことを明示した。ibid., pp. 275-276 えに廃止されるべきこと。②それは過去においては 存在理由をもちえたが、それが 不可欠であり 皇ましいという 理由はなくなっ | 九〇七年のハーグ条約において確定されたが、改正規程には保持されなかったところの、候補者指名方法を包含する、というも
- Ibid., p. 269.
- (41) Ibid
- (42) **Ibid**
- $\frac{3}{43}$ Ibid., pp. 191-192
- Ibid., pp. 191-193

- 45) Ibid., pp. 194-195. ibid., p. 212. ibid., pp. 824-825. なお、右のトルコ代表の妥協案は、委員会の第一○回会合(四月一六日)でビルセルが行った提案であった。 の指名権行使をその関係国は奪われる効果をもつものであった。」「委員会は、この点につき二つの草案を提案することが適当であ れた候補者の指名を伝達しない権限を政府に付与することを内容とし、したがって、そのような異議は当該の選挙のための候補者 ることなく委員会は分裂した。その後、トルコ代表によって妥協案が提示されたが、それはナショナル・グループによって決定さ 継承が裁判官選任手続の点で政治的影響力を導入しない方法として支持された。その論議において、表決の際に、圧倒的多数を得 れている常設仲裁裁判所のナショナル・グループによる指名に代えて、 る課題を委ねる、ことを定める。この選挙にかかわる指名方法については広範な論議が行われ、若干の代表は、現行規程に確定さ 理事会によって行われ、これらの機関に、裁判所規程を受諸するが国連加盟国でない国家が選挙に参加しらる方法について確定す を維持するものであり、 ると判断した。 ついて次のような説明を行った。「裁判官の選任につき、ダ案の精神と思われるところに従って、 ついては ibid., pp. 757-766、仏文テキストについては ibid., pp. 778-787 参照。なお、委員会の報告書は、裁判官選任方法に 一つは、 委員会が採択したICJ規程案「第二章裁判所の構成」に関する条文(二条―三三条)の英文テキストに 規程四、五、 他は諸国政府による 候補者の指名に関する 規則を定めるためにこれらの条文を 変更するものであった。」 六条の単なる 形式的な変更を伴って、 常設仲裁裁判所のナショナル・グルーブによる 指名 諸国政府による指名を主張した。だが、現行レジュームの 選挙は国連の 総会及び安全保障
- Ibid., p. 113.
- (4) Ibid., pp. 113,
- (48) Ibid., p. 114
- 49 Ibid.
- (5) **Ibid.**, p. 115
- (5) **Ibid**.
- $\frac{62}{52}$) Ibid., pp. 115,
- 会の報告書は、同条二項、三項に関する若干の文言上の変更を行ったことのみに論及した。 ibid., p.836 国籍裁判官に関する規程案三一条の英文テキスト、 仏文テキストは、 それぞれ ibid., pp. 764-765,

(強制的管轄権)

問題〉

綸

れの方式を制度的に採択すべきかという点に関するものであった。 強制的管轄権の主張と、いわゆる選択条項制度に基づく強制的管轄権のあり方を支持する主張とが対立的に示され、 おいて開始され、そこでの論議の焦点は、一九二〇年のPCIJ規程確定過程におけると同様に、一般的ないし実質的な 裁判所の管轄権とりわけその最も重要な論点である強制的管轄権をめぐる論議は、 委員会の第六回会合(四月一二日) に

Ambayé Woldemariam エチオピア)、コルドバなど多数の委員によって表明された。こうした主張の背景には、様々な を強調した。 に付せらるべき紛争に関する強制的管轄権は、 判所による強制的管轄権の行使は国際社会における法の支配を促進し…今や、世界的安全保障の論理的ステップとして、 ており…三六条の義務的性質は、 平和維持に関する国連の努力にとって大なる一歩を画すであろう」と述べ、 王は、「战 リベイラは、「規程三六条に示されたすべてのカテゴリーの紛争に関する 裁判所の 管轄権を義務的とすべき時期に到達し するうえにおいても重要な意義を有する、という考え方が根底にあったと思われる。こうした点に関連して、例えば、 想いが存在していたが、とくに強制的管轄権の一般化は国際平和と安全の維持あるいは国際社会における法の支配を確立 埋)、ゴメス・ルイス(Dr. Luis E. Gómez-Ruiz ベネズエラ、アドバイサー)、ド・バイル(Dr. León De Bayle ポンセ(Dr. L. Neftali Ponce エクアドル)、カストロ、モラ・オテロ(Dr. José A. Mora Otero ウルグァイ、代 ベネス(Dr. Václav Benes チェコスロヴァキア)、ヘルナンデス(Dr. Alejandro Rivera Hernández ホンジュラス)、 裁判所の管轄権を選択的なものから非選択的な基礎に基づくものへと変更すべき 時期である」と述べ、 ベネスも、「裁判 タリカ)、 般的な強制的管轄権の主張は、オリベイラ(Minister A. Camillo de Oliveira ブラジル、代理)、 ロペス・ヘラルテ(Dr. Enrique Lopez-Herrarte グアテマラ)、アッバス、ガルシア、ヴォルデマリアン またヘルナンデスは、「自国は新たな世界を過去のそれと 実質的に異なるもの、つまり法がすべての 諸国に 国際裁判所をして国際平和の維持に寄与しうる手段とするであろう」こと 王、ビルセル、 (Dr.

優位する世界へ創造することに寄与したい。 ものであった。 考え方、つまり妥協の産物たる選択条項制度を廃して一般的強制的管轄権の制度化を図るべきことの重要性をも強調する うな、将来の世界政府の可能性 idea of the international judiciary)の基礎をなす大原則たる裁判所の独立性は国籍裁判官の包含によって妥協され、 い」と論じたのであった。さらに、こうした強制的管轄権支持の見解は、 る提案に例示される。紛争付託の決定が各国に排他的に委ねられる限り、 た管轄権上の大原則も任意的管轄権の保持によって同様に妥協された。 もっとも、 こうした問題は、若干の委員も指摘したように、 (a possible future world government) にかんがみて計画されるべきである」といった この希望は、 裁判所の管轄権を強制的にすべきという提案や判 規程は裁判所によってその管轄権が修正されるよ 法に基づく世界への指向にとって何も得られな アッバスが論じたように、「国際司法観念(the 高度な政治的判断にかかわることがらでもあ 決執行を求

よう。 国が受諾しうる選択条項の方法によって効果的なものとすることの方がベターである。……裁判所の管轄権を強制 とによって裁判所の権限の拡大を企図するような見解に賛同できない。 ますます敬遠する傾向を増大する結果をもたらす、という点にあった。この点に関連して、 論の形をとって示されたが、その主要な論拠は、そうした強制的管轄権の制度化は諸国が裁判所に紛争を付託することを ビック、 ったが、委員会は少なくとも法的観点からこの問題について検討する立場にたって論議を進めたのであった。 際裁判所の権限問題はきわめて重要であるが、しかし裁判所規程当事国にたいし裁判所の管轄権を強制的なものとするこ ものに変更する企画は、 他方、 国家に管轄権を強制的に課し、国家がその受諾に躊躇するといったことによって行われることよりも、 その結果、 ケルニサン、 選択条項制度を維持すべきであるという主張が、ゴランスキー、 裁判所は紛争を解決する代りに問題を悪化させ、 ョルスタドなどによって表明された。こうした主張は、 裁判所の管轄権に服すことを応諾せず、 安全保障理事会の介入を招来する事態を惹起するであ 判決の履行に応諾しない若干の諸国によって拒否され ……裁判所自身の権威にとって、その権限の拡大 フィツモーリス、 当然に強制的管轄権の一般化にたいする反 例えば、ゴランスキー スター・ブスマン、 より多くの諸 ガ 的意味 は IJ E

論

で、選択条項制度を維持すべきことを強調したのであった。

説 あるいは規程にそれを明記すべきであろうが、それは多くの難点を包含し決して良策ではなく、現時点では現行システム ろう」と論じた。こうした論をフィツモーリスも支持する旨述べ、もし強制的管轄権の一般化を具体化するとすれば憲章 を維持すべきである、と主張した。他のメンバーも、PCIJ規程三六条の若干の文言修正にとどめたアメリカ提案の形

提案にみられるような選択条項制度の維持につき検討する小委員会という、二つの小委員会を設けてそれぞれの観点から 右の提案は単一の小委員会の設置を提案しているが、むしろ強制的管轄権の一般化につき検討する小委員会と、 Myers ニュージーランド) は規程第二章の草案を起草する 小委員会設置の提案を行ったが、これにたいして、コルドバは、 るべきであることを強調した。 こうした 議長見解を 踏まえて、 合国が受諾しうる裁判所設置案を作成することであり、実際上の考慮から最大限の合意を得られる結論を導くことに努め は翌日の第七回会合(四月一二日)でも継続して検討したが、ハックワースは議長の立場から、委員会の任務はすべての連 してサ会議の決定に委ねるべきであるとか、逆にこの委員会で一定の結論を導きサ会議にそれを提示すべきであるといっ た対立した見解も表明されたため、委員会での論議はこの問題の扱いをめぐって紛糾した。こうした問題につき、委員会 このように、 強制的管轄権については対立した主張が表明されたことのほか、この問題を委員会で論議することを中止 ミカエル・マイヤーズ (The Rt. Hon. Sir. Michael

は 四月一三日に開催)は、 すなわち法律的紛争につき明確な管轄権を有するべきである。□一九二○年に遡ってみれば、 国連の主要な司法機関であり、すべてのケースにおいてでないとしても、少なくとも司法的解決にとくになじむ そこでの審議状況の詳細は明らかでないが、その報告書において次のように提示した。「一裁判所 強制的管轄権は現行規

案を採択し、強制的管轄権問題の検討を二つの小委員会で個別的に進めることを確認したのであった。

一般的強制的管轄権について検討した小委員会 (the Subcommittee on Article 36

(Compulsory Jurisdiction)

検討すべきであるという修正提案を行った。このコルドバ提案にたいしては若干の反対もあったが、委員会は結局この提

たのであった。

ICJ規程案三六条は強制的管轄権と選択条項に関するオールタナティブ・テキストを包含した形で、サ会議に提示され

て、こうした考慮に基づき、この小委員会は強制的管轄権を肯定した三六条案を提示したのであった。(ロ) optional basis) は、 受諾されており、今では、 程を起草した法律家委員会によって提案されたことが想起されうる。その当時、 その結果選択条項として知られるものが採択された。闫裁判所による強制的管轄権の行使は諸国間に法の支配を促進 世界中の世論は裁判所に強制的管轄権を与えることを強く支持している。 国際平和と正義のコーズを推進するうえで論理的かつ望ましいステップたるであろう」と。 選択的なものから非選択的基礎へ変更すること(the change from ||妈選択条項は五 諸国政府はその提案を受諾する用意がな an optional カ国中 应 Ŧī. カ国によって Ó

icles of Chapter II あることを強調して、アメリカ提案に沿った形で、選択条項制度の維持を明文化した三六条案を提示したのであった。『 いて注意を喚起するとともに、それらの有効な受諾を継承する旨の特別合意に関する規定をサ会議において採択すべきで 他方、選択条項を検討した小委員会(the Subcommittee Dealing with Optional Draft of Article 36 and Other 四月一三日開催) は、これまで多くの 諸国が選択条項に基づき強制的管轄権を受諾してきた事実につ

justiciable という文言をめぐって若干論議され、表決の結果、右の文言を削除することを決定した(該文言の維持賛成七、 反対一四)。続いて、 行ったが、選択条項に関する草案については、その三六条案中の「すべての裁判に付せらるべきケース」という文脈中の た。だが、これらの問題点につき明確な結論を得ないまま、委員会は二つの三六条案を起草委員会に付託し、18 争処理方法や大戦中の事態にかかわって生じる 事例等に関する留保事項と 強制的管轄権との 関係について 見解が示され リ(Professor K. H. Bailey オーストラリア、アドバイサー)、スター・ブスマン、バドバンなどにより、 委員会は第一○回会合(四月一六日)で、右二つの小委員会によって提示された三六条案を含んだ報告書について論議 強制的管轄権に関する草案について論議されたが、これにつき若干の反対論が表明され、とくにベー 他の平和 最終的 的

- (1)UNCIO, Vol. XIV, pp. 146-169. なお、王は三六条二項、三項を修正した強制的管轄権草案を、ビルセルは、三六条を規程 の最も重要な条文の一つとみなして、強制的管轄権を内容とした三六条の修正案を、またヘルナンデスも同様な修正案をそれぞれ 委員会に提示した。ibid., pp. 148-149, 152
- (α) **Ibid., pp.** 146-150, 152
- (α) **Ibid., pp.** 155-156
- (ᠳ) **Ibid., pp.** 151, 153-154, 157
- (5) Ibid., p. 151. (6) Ibid., p. 153. (7) アメリカ暗桜 (The Statute of the
- (7)アメリカ提案(The Statute of the Permanent Court of International Justice with Revisions Proposed by the United States) について、その英文テキスト ibid., p. 338. 仏文テキスト ibid., pp. 356-357. 参照
- (∞) Ibid., pp. 163-165 (∞) Ibid., pp. 165-169
- 、10)「三六条(強制的管轄権)に関する小委員会」は、オリベイラ、王、ディヒゴ、コルドバ、ゴメス・ルイスの五名で構成され、 小委員会は次のような三六条案を提示した。ibid., pp.286-287

Article 36

- provided for in the Charter of the United Nations and in treaties and conventions in force 1. The jurisdiction of the Court comprises all cases which the parties refer to it and all matters specially
- of legal disputes concerning: jurisdiction of the Court as compulsory ipso facto and without special agreement in all or any of the classes The members of the United Nations and states parties to the Statute recognize as among themselves the
- (a) the interpretation of a treaty;
- (b) any question of international law;
- ે the existence of any fact which, if established, would constitute a breach of an international obliga-

- the nature ore extent of the reparation to be made for the breach of an international obligation
- ω the Court In the event of a dispute as to whether the Court has jurisdiction, the matter is settled by decision of
- Charles Fahy アメリカ、アドバイサー)の五名で構成され、次のような三六条案を提示した。ibid., pp. 288-289 「三六条 (選択条項)に 関する小委員会」 は、 フィツモーリス、 Article 36 スピロプーロス、 ゴランスキー、 クリロフ、 ファイ (Mr.

specially provided for in the Charter of the United Nations and in treaties and conventions in force The jurisdiction of the Court comprises all justiciable cases which the parties refer to it and all matters

disputes concerning; State accepting the same obligation, the jurisdiction of the Court in all or any of the classes of they recognize as compulsory ipso facto and without special agreement, in relation to any other Member of The Members of the United Nations and the States parties to the Statute may at any time declare that legal

- a) the interpretation of a treaty;
-) any question of international law;
- (c) the existence of any fact which, if established, would constitute a breach of an international oblig-
- (d) the nature or extent of the reparation to be made for the breach of an international obligation

part of several or certain Members or States, or for a certain time The declaration referred to above may be made unconditionally or on condition of reciprocity on the

decision of the Court. In the event of a dispute as to whether the Court has jurisdiction, the matter shall be settled by the

- 12) Ibid., pp. 204-205
- (\mathfrak{P}) Ibid., pp. 207-208
- 、14)委員会が採択したICJ規程案三六条のオールタナティブ・テキストの、英文テキストについては ibid., pp. 767-768. 仏文テ

綸

裁判所の管轄権は当事者が裁判所に付託しうる "裁判に付せらるべき" または 原則を採用する規定を時宜を得た若干の変更を行って作成する基礎として役立ちうるであろう。」「若干の代表は、三六条一項に、 留保など若干の留保を伴うべきかどうかについて考慮した。もしこの第二テキストに提示された原則が受諾されれば、 れる強制的管轄権は過去の紛争、今次大戦で生じた紛争に関する留保、あるいは一九二八年一般議定書により認められたその他の 簡易である。それは余りにも簡略すぎるとさえ指摘された。だが、委員会は、それをさらに確定する時期でなく、かくして確立さ るか否か自由である選択のチャンネルを経ることなく、直接に強制的管轄権を確立する。 三六条を再生する。」また、 るべきである、といった提言も示された。このテキストは、ある場合には国連憲章が強制的管轄権規程を定めることを伴って規程 定すべきでなく、諸国にその裁量によりこの問題に関する選択条項を受諾する可能性を与えることによってその途を開くにとどめ を促進することを選好した。」さらに、選択条項に関するテキストについては、「サ会議は裁判所の強制的管轄権を規程において確 この見解を受諾するよりもむしろ、勧告としてでなく提言として二つのテキストを提示することによって、その問題に関する考慮 するが、各国にそれを留保によって回避することを許容するシステムの形で暫定的解決策を求めることが提示された。 たがって委員会はその決定をサ会議に委ねるべきであると考えた。」「エジプト代表によって、一般原則として強制的管轄権を採択 された選択条項手続以上に進みえないと考え、それはここ一○年内に、一九二○年当初それを拒否した多くの諸国による強制的管 確認しているとは思われないことに留意された。ある者は、この点についての選好を保持しつつも、 管轄権原則を受諾する必要があり、そうする立場に現在あるかどうかは確認できず、その蓋然性さえないこと、またダ案はそれを は疑問の余地ないが、しかし、そうした支配的な感情にもかかわらず、提案されている国際機構に参加するすべての諸国が強制的 項によってそれが確認される願望を示した。とのように示された選好から判断して、委員会の多数は強制的管轄権を支持したこと に概説した。すなわち、委員会は、強制的管轄権は一九二〇年の法律家委員会において論議され採択されたが、その後連盟理事会 轄権受諾の漸進的発展への途を開くものであったと考えた。これらのことに基づき、この問題は政治的性格を有すると判断 キストについては ibid., pp. 788-789.参照。なお、委員会の報告書は、右のテキストを採択するに至った経緯について次のより 「強制的管轄権問題に関する討議が再びとりあげられ、多くの代表は、改正規程(ICJ規程)は国連憲章と不可分の一体をなす 総会においてそれは否定せられ、結局選択条項システムが採択されるに至ったことを想起した後、次のように述べたのであった。 裁判所の強制的管轄権はサ会議にその制度化が提案されている国際機構の一つの要素たるよう、改正規程に挿入される条 強制的管轄権に関するテキストについては、「第二テキストはまた規程三六条に基づき、各国が採択す "法的性質の"問題に拡大される旨の規定を挿入す かくして、それは前記のものよりもより 深く考慮すれば三六条に挿入 委員会は、

いう点につき、

総括的に概観してみたいと思う。

法律家委員会が提示したICJ規程案と報告書に関する具体的な検討作業は、

国際裁判所

(International Court) 보 ?

項は提示した如く何ら変更を行わなかったのである。」と説明した。ibid., pp. 840-841. において重大な困難を示していないが、そのような条項に起因する解釈上の困難について懸念が表明された。それゆえ、 ることを願った。 ある者は、 だが、裁判所の管轄権が当事者の合意に依拠するケースをカバーする条項にそのような規定を挿入することに討 裁判所の管轄権をそのような方法で制限することを拒否した。また、プラクティスは三六条 一項の適用

「サンフランシスコ会議」におけるICJ規程案の審議と確 定

ける一 案をめぐる審議と採択された草案提示のプロセスにおいて、 することを確認した。以下、ここではとくにICJ規程案に関する実質的検討を行った第一小委員会におけるIC 提示することを任務とし、その作業過程において法律家委員会のICJ規程案と報告書、並びにダ案を討議の基礎資料と みられる如く、 について検討した第四委員会は、 お これは同会議の第四委員会 (Commission IV)、同委員会の第一小委員会 (Committee IV/I) 連合国 いて設置された若干の小委員会(Subcommittee)において検討された。 般国際機構 法律家委員会」において採択されたICJの 世界機構の司法機関のあり方に関するあらゆる点について検討し、サ会議本会議にICJ規程最終草案を (=国連) の基本的枠組を確定することを目的としたが、 同委員会議長パラ・ペレス(Mr. Caracciolo Parra-Pérez 基本的枠組に関する 草案たるICJ 規程案は、 機構の司法機関 サ会議は 第二次大戦を 契機に戦後世界にお ベネズエラ代表) (Judicial Organization) および第一小委員 の発言に

はじめに、 て検討した第一小委員会にお この問題は第一小委員会の第七回会合(五月一日)でとりあげられ、 法律家委員会案では空白のままに提示された裁判所の地位に関する第一条の扱いにつき、 いて検討された。 同小委員会はICJ規程案の全体につき包括的な検討を行ったが、 裁判所はPCIJの継承たるべきかまたは新裁判 若干論及しておきた

い

説 員会(Subcommittee IV/I/A)を特別に設置し、そこで関連規定一条および三七条の大綱を作成することを確認した。 所たるべきかという基本問題について若干論議されたが、第一小委員会では、こうした論点に関して検討するための小委

論 結局、 を望むが、小委員会の結論が実際的考慮に基づくものであったことに留意し報告書を受諾するといった見解を表明した。 議の中で、 ことを明示した。この小委員会報告書は第一小委員会の第一○回会合(五月二二日)に提出された。これに関する若干の論 付して述べ、ICJは国連の主要司法機関(principal judicial institution of the United Nations Organization) 同小委員会は、審議状況と結論を明記した報告書(五月二一日付)を提示し、そこで新裁判所の設立を決定した旨を理 第一小委員会において、関連規定一条および三七条案は全会一致で承認されたのであった。(5 カナダ代表はPCIJ不継承の点につき遺憾の意を表明し、イギリス代表も心理的・感情的にはPCIJ継承 たる 一由を

成八)ナショナル・グループによる指名方法がいとも簡単に採択されたのであった。この点は、 小委員会においてもかなり白熱した論議が予想されたが、第八回会合(五月一七日)において、フランス代表による現行シ 方法についても、法律家委員会が提示した四条草案ではオールタナティブ・テキストの形で提示されていたのであり、第 数削減の見解が表明されたものの、それ以上に論議を展開することなく、三条を全会一致で採択した。また、裁判官指名 議された点であったが、第一小委員会ではこれを第二回会合(五月七日)において若干論議し、イギリス代表により裁判官 熱した論議が展開された。まず、裁判官数一五名を規定した規程案三条については、法律家委員会においてかなり激しく論 ステム(ナショナル・グループによる指名)支持の見解表明の後、表決の結果(現行システム賛成三二、諸国政府による直接指名賛 (五月二四日)において再確認された。(8) 次に、裁判所の構成問題に関する第一小委員会レベルでの論議においては、とくに裁判官選挙方法をめぐってか その後さらに一二回会合

ルー代表)が法律家委員会における二つの見解、すなわち総会のみによる選挙を支持する見解と総会・安全保障理事会 裁判官選挙方法に関しては、 第一小委員会の第八回会合において、 同委員会議長ガラグェル (Manuel C.

なり自

一条草案を承認したのであった。

結局報告書の提示を妥協的原則(the principles of the compromise)を体現したものと捉え、

関連規定八条~一

(五月二二日)において、法律家委員会草案八条——二条、ダ案第六章C節3項(手続問題以外のすべての問題に関する安保埋の こうした点を含めて、 干の代表(エクアドル、 による選挙を支持する見解それぞれの論拠を紹介し、翌日の第九回会合において実質的な論議を行った。この会合で、若(タ) 決定は、 重選挙システム system of double election)を支持する 見解が若干の代表(ブラジル、カナダ、ウクライナ代表など)によっ を強調する反面、 くに安保理における選挙のための表決は常任・非常任理事国を区別することなく絶対多数決により行われるべきことを提 めの小委員会(Subcommittee IV/I/B)を設け、そこで検討することを全会一致で承認した。同小委員会は、その報告書 あるいは常任理事国 て表明された。だが、 る右の重要問題にかかわる二つの対立した見解を調整して、総会および安保理双方に裁判官選挙に関する権限を認め、 示した。右の小委員会報告書は第一小委員会の第一一回会合 常任埋事国の同意投票を含む 七理事国の賛成投票によって 行なわれるべきことを規定した) 安保理常任理事国の関与のあり方に疑義を表明して論及した。 ・非常任理事国の投票を区別せず絶対多数決によるべきかという点をめぐってクローズ・アップし、 第一小委員会はブラジルやカナダ代表の動議に基づき八条~一二条の関連規定について検討するた 論議の焦点は裁判官選挙における安保理の表決手続、 コスタリカ、チリ、キューバ代表など)は総会のみによる選挙を支持し、とくに国家平等原則の尊重 (五月二三日)および 一二回会合(五月二四日) すなわち五常任理 他方、総会および安保理による選挙(三 を考慮し、 「事国の同意投票を要するか 裁判官選挙に関す において 検討

権と選択条項制度のいずれを採択すべきかという点につき、その結論を導くことにあった。 論議の焦点は法律家委員会により提示されたICJ規程案三六条のオールタナティブ・テキスト、 おけると同様に、やはり当初から右の二つの管轄権のあり方をめぐって対立した見解が示された。一般的強制的管轄権 さらに、 強制的管轄権問題に関する論議は第一小委員会の第 一四回会合(五月二八日)で開始され、 同委員会では、 つまり 当然のことながら、 法律家委員会 般的強制管轄

K

管轄権が採択されれば、若干の諸国は規程を受諾することを撤回せざるをえなくなり、その結果、これら諸国が当事者で ろう。選択条項の採択は、諸国をしてそれらの原則に合致するものを保持し、他の者にたいしてはそれらの見解を保持す jurisdiction)を与えることを支持する。このことは、 諸国をして裁判所に 提訴されるといら単なる威嚇によって明らか 強制的管轄権原則の採択についても強調した。また、オーストラリア代表は、すべての「裁判に付せられるべき紛争」に を支持する見解は、ブラジル、オーストラリア、中国代表などによって表明され、ブラジル代表は、多少柔軟な態度をと 見解が表明されたが、この段階で、委員会における全体的な雰囲気のなかで少なくとも一定のコンセンサスが看取されえ 所メンバーとなることが望ましいが、強制的管轄権によってその結果がもたらされるかどうかは疑問である。 ることを許容する強制的管轄を支持させうるであろう」と論じた。また、ソ連代表は、アメリカ代表の見解を支持して、 表は、「この委員会の目的は規程を確定し、できる限り多数の 諸国が受諾しうる裁判所を 設立することである。もし強制 な前進を示すことになる」と述べた。こうした見解に沿った考え方は、ほかにも、トルコ、ペルー、カナダ代表などによ 関する強制的管轄権原則を憲章自体に定めるべきことを主張し、「選択条項の広範な受諾は前進したが、しかしさらに一歩 ある事件は裁判所に付託されなくなるであろう。逆に、選択条項の受諾によって、多くの諸国は選択条項を署名し、それ 的管轄権原則が受諾されれば、若干の諸国は批准しえず、それはあらゆる実際的便宜をもつ解決策を奪うことになるであ って示された。他方、アメリカ、ソ連代表をはじめ若干の代表は、選択条項制度を支持する見解を表明した。アメリカ代 に違法行為をなすことを躊躇させるゆえに、国際紛争の数を減少させる結果をもたらすであろう。この原則の採択は重要 前進すべき時期に到達している」と論じ、中国代表も、「裁判所にすべての法律的紛争に関する完全な管轄権(complete って、この重要問題につき全会一致で承認されることを強く望み、より多数の支持を得る解決策を支持する旨述べたが、 強制的管轄権の受諾はすべての諸国が留意することに反する結果を生じさせるであろう。できる限り多くの諸国が裁判 (judicial disputes)を裁判所に付託するであろう」と論じた。このように、第一小委員会では対立した(ほ)

設けることを全会一致で承認したのであった。(18) は、イギリス代表が危惧し強調したように、とくにアメリカおよびソ連代表の資同と協力を得ることがまずその前提とし(ご) て不可欠であったのである。こうした状況のもとで、第一小委員会は、結局、ニュージーランドやメキシコ代表の提案に 基づき、すべての参加国によって受諾されらるフォーミュラの作成を行うための小委員会(Subcommittee IV/I/D)を 規程案三六条草案を最大限に多数の諸国間の台意を得て確定すべきであるということであった。

をめぐって賛否両論が示されたが、委員会の大勢は右報告書を妥協案として捉え、これを文持する傾向にあった。 したのであった(賛成八、反対五)。同小委員会報告書は第一小委員会の第一七回会合(六月一日)において検討され、これ 的管轄権を否定し(養成五、反対七)、選択条項制度の維持を内容とした法律家委員会テキストを若干の修正を付して採択 れに関する第一小委員会での論議過程で示された二つの対立した見解等に留意して検討した結果、表決により一般的強制 て麦決し(賛成二六、反対一六)、続いて右小委員会により提示された三六条草案の採択に関する表決を行った結果 て、第一小委員会では、まず「選択的管轄権」(optional jurisdiction)を維持すべきかどうかという原則上の問題につい いて、フランス提案に基づき、規程案三六条の草案の三項と四項の間に、選択条項受諾宣言は国連事務総長に寄託される 一、反対一四)、 これを採択することを決定したのであった。なお、第一小委員会は、さらに第一九回会合(六月六日)(20) 右の小委員会は、その報告書に示したように、法律家委員会が提示した三六条草案のオールタナティブ・テキスト、 (賛成三 かくし にお

(-) UNCIO, Vol. XIII, pp.5, 13-14

(α) Ibid., pp. 135-137

したのであった。(22)(23)

旨の新条項を挿入することを決定し、また第二○回会合(六月七日)では、

加盟国にたいしてできる限り速やかに裁判所の強制的管轄権受諾宣言を行うよう要請することを趣旨とした勧告案を採択

イラン提案に基づき、

サ会議はすべての

国連

 (∞) Ibid., p. 173

- (4) Report of Subcommittee IV/I A on the Question of Continuity of the International Court, and on Related Problems. ibid., pp.524-528.
- (5)Ibid., pp. 196-198. 第一小委員会により全会一致で採択された規程案一条、三七条の内容は次の如くであった。

Article I

organ of the Unitted Nations shall be constituted and shall function in accordance with the following provisions The International Court of Justice established by Chapter VII of the Charter as the principal judicial

Article 37

shall be referred to the International Court of Justice national Justice established by the protocol of December 16, 1920, amended September 14, 1929, the matter matter to a tribunal to have been instituted by the League of Nations, or to the Permanent Court of Inter-Whenever a treaty or convention in force between the parties to this Statute provides for refence of a

として存立する等のことを確認して、全会一致で承認した。 ibid., pp. 196-197. なお、この時、第一小委員会はダ案第七章の関連規定につき、若干の修正を伴って、新裁判所たるICJは国連の主要司法機関

- (6) Ibid., pp. 143-144
- (~) Ibid., pp. 178-180.
- (∞) **Ibid.**, **pp.** 209-210
- (9)第一小委員会議長は、問題は「裁判官は総会と安保理の協同行為によって選挙されるべきか、または総会のみの行為によって選 ゆえに、裁判官の独立が減損される。母二重選挙の手続は煩瑣である、といった理由からであったと。他方、総会と安保埋による おいてはすべての国家のインタレストが考慮されるが、政治的考慮は総会におけるよりも安保埋においてより大なる比重を占める わち()それは、若干の諸国とりわけ大国に、平等原則に反して、より大なる影響力と二重投票権を与えることになる。 口総会に 挙されるべきかどうかである」と提起し、総会のみによる選挙を支持した諸国(アルゼンチン、ボリビア、コロンビア、エクアド ル、イラン、メキシコ、バラグアイ、ベネズエラ)は、次の理由から総会と安保理双方による選挙を批判した旨を紹介した。すな

安全の維持のための貪任を有するゆえに裁判官選挙に参加すべきである。桝それは、総会のみによる選挙を支持する小国にとって は、すべての国家に適正な代表(proper representation)を与える。⑴それは、一九二〇年以来の実践において、望ましいチ 選挙を支持した諸国(オーストラリア、中国、チェコスロヴァキア、フランス、ハイチ、オランダ、ニュージーランド、ノ ェック・アンド・バランスのシステムや有能な裁判官を選出する保証を十分に与えて、十分に作用してきた。闫安保理は、平和と を毀損するものではない、といった理由からであったと説明した。 ibid., pp. 180-181 有益であり、種々の大陸により公正な代表を与える。⑪裁判官は総会によって選ばれない限り選任されないゆえに、民主主護原則 イギリス、アメリカ、ユーゴスラヴィア)は、これを次の理由から支持したのであったと紹介した、すなわち、日それ

- (2) Ibid., pp. 186-187
- 、11)Ibid・この点に関して、ブラジル代表は個別にステートメントを示して、一九二○年以来採用されてきた選挙方法は、 も利益となることを強調し、このルールは、安保理における常任埋事国たる大国が裁判所における直接の代表を要求するといった 原則を必ずしも貫徹せず妥協の産物たることは否めないが、しかし国籍にかかわりなく裁判官を選挙するルールは、小国にとって 議論にたいしても、 実際には重視されるべきものであると論じた。ibid., pp.191-192
- (2) Ibid., p. 187.
- (3) Report of Subcommittee B of Committee IV/I on Articles 8 to 12 of the Proposed Statute for an International Court of Justice, ibid., pp. 537-541.
- (14) Ibid.,pp. 203-209. なお、第一小委員会ではとくに裁判官選挙に関する安保理での投票のあり方について検討するための小 erning Articles 8-12 of the Proposed Statute of the International Court of Justice, ibid., p. 549) をも水認し 委員会(Subcommittee IV/I/C)を設けることを決定し、同小委員会の報告書 (Report of Subcommittee IV/I/C Conc-
- (15) **Ibid.**, **pp**. 224-226
- (f) Ibid. p. 226.
- (17) **Ibid.**, p. 227
- (18) Ibid.
- (19) Report of Subcommittee D to Committee IV/I on Article 36 of the Statute of the International Court of

Justice, ibid., pp. 557-561

持を強調したステートメントと宣言を、それぞれ個別に表明したのであった。ibid., pp. 252-255 強制的管轄を強く望むがあえて選択条項の賛成側にまわった旨の宣言を、さらに、ウルグアイ、グァティラ代表は強制的管轄権支 中国、ニュージーランド、トルコの四カ国は、窮境を打開するためにのみ賛成側にまわったのであり、消極的支持の意向を明らか ンジュラス、インド、イラク、オランダ、ニューシーランド、ニカラグア、ノルウェー、ペルー、フィリピン、シリア、南ア、トル ベルギー、ブラジル、白ロシア、カナダ、チリ、中国、コロンビア、キューバ、チェコスロヴァキア、エチオピア、フランス、ホ にするものであった。ibid., p. 251. このほか、アルゼンチン代表は選択条項支持の理由を明記した宣言を、 コ、ウクライナ、ソ連、イギリス、アメリカ、ベネズエラ、ユーゴスラヴィアであった。もっとも、このうち、オーストラリア、 Ibid., pp. 246-251. 第一小委員会での表決において選択条項制度に賛成した三一カ国は、アルゼンチン、オーストラリア、 ホンジュラス代表は

- (21) Ibid., pp. 283-284
- 22) Ibia., p.
- 〔32〕第一小委員会で採択されたICJ規程案全七○条(英文テキスト ibid., pp. 396-412 仏文テキスト ibid., pp. 432-449 uela and President of Commission IV, to the Plenary Session of the Conference, ibid., p. 126) を採択した。 くして、周知のように、ICJ規程案は、六月二六日のサ会議本会議において、国連憲章とともに最終的に採択され確定されるに 月二三日にはサ会議木会議に提出する報告書(Report of Mr. C. Parra-Perez, Minister of Foreign Affairs of Venez-393)(六月一二日付)は、第四委員会の第二回会合(六月一五日)において検討され、回委員会はこれらを承認するとともに、六 照)および同委員会報告書(Report of the Rapporteur(Nasrat Al-Farsy, Iraq)of Committee IV/I, ibid., pp. 381-

連しては、裁判官数、裁判官選任方法、国籍裁判官制度などについて、また管轄面に関連してはとくに強制的管轄権につ に裁判所の構成、管轄権上の若干の問題に関してどのような論議が行われたか、その論議の展開状況について概括的にフ ローしてきた。ここで検討の対象事項としてとりあげた諸点は、 以上、この節では、 前記のような視点から、ICJの基本的枠組を規定するICJ規程の起草確定過程において、とく 前節においても同様であったが、 裁判所の構成 面 に関

であると捉え、

その理由から検討の対象としてとりあげてきたのである。

的組 $_{\rm C}^{\rm I}$ 確化 果に基づき論を展開 て、それに伴う一定程度の限界性がある。しかしながら、そうした点に関する試論を展開し、そうした視角 6. てであった。 〕 う の 、ては、 た枠組 織 し把握するうえで、ここでとりあげた諸事項は、 原 理 基本的枠組 ICJの基本的枠組に関する構造なりその特質を明確化するうえで、 ICJの組織そのものでなく、 から把握されうる範囲 の構造の ただ、 あるいはICJの しなけ これらはICJの全体系におけるごく限られた部分的な局 把握を試みるに際しても、 ればならないが、 と内容は、 「基本的組織原理」 ICJの権能に関する事項であるが、 この点でもここでとりあげた 諸点は 必然的にかなり限定されたものとならざるをえない。 ICJの組織面に関するあらゆる諸点について包括的に検討し、 重要な素材であることは否定されえないと考える。 構造の特質を明 確化する試みのうえで、 しかし、 これらの諸事項に関する論議状況と確定 面における諸点に関するものであり、 かなり 限定された 強制的管轄権に関する論点は、 また、 関連した不可欠な要素 範囲 から 内の IC Jの 強制的管轄権に 問題点を であ その結 基本 明

枠組 きたい。 草確定過程にお ることになったのであり、 PC このような限定された範囲 Ĭ I C J 規程) ける右の諸事項に関する論議について概観してきたことに基づき、ここで二、三の点について論及して 規程の起草確定過程は、 を基礎として展開されてきた。 したがって、 内に 制度的には、 おいてではあるが、 PCIJのそれと若干異なり、 革命的な変革は何ら行 その結果は、 ICJの基本的 全体的にみれば、 すでに確定された国際司法機関 枠組 わ れなかったのである。 0 確定過程、 ほぼPCIJ 換言すれ 0 枠 もっとも ば I C 組を維 たる P C) J 規 持 右 Ĵ 程 過 0) 起

に 至るまでに迂余曲 それは 必ずしも平担なものであったわけではなく、 折の経緯を経てきたのである。 両面について、 あるいはまた国際司法機関の理念と現実にかかわる本質的な論点をめぐって、 とくにそのことは、 個々の点についてみれ PCIJの枠組に基づく実践を通して ば その や組が 最終的に 明らかにな 確 定され

0

たプラス・マ

イナスの

諭 係のもとで構築された妥協の産物であったために、その当時に存在した対立的な論議が個別的にも全体的にもかなり強 国際機構 調子で再然したことに起因するものであった、といいうるであろう。 剣な論議が行われたためであった。そしてまた、 際的協調精神に基づく所産であったこと、より直截にいえば、 (国連) それは、一九二〇年時点で確定された PCIJの だが、最終的には、 ICJの枠組は、 基本的枠組 その もの

連 際司法機関たるICJの基本的枠組につき合意をみるに至ったのである。 とって提案されたが、 これらの諸提案は完全に合致した内容のものではなく、 の立場と役割はより重視されたのであった。これら諸国はICJの基本的枠組についても個別に提案を行ったが、とくに のであったが、 命された法律家や代表者たちがその具体的作業に関与した。かくして、ダンバート た。こうした状況のもとで、ICJ規程の起草確定作業に参加した諸国は大戦中の連合国であり、これら諸国によって任 CJ規程がサ会議において国連憲章とともに 最終的に採択され 確定されたのは、 れるに至ったのであった。 メリカ、 サ会議など一連の国際会議において、必然的に大戦中の枢軸国たる日本、 わけア イギリス両国の提案はICJ規程の起草確定過程においてきわめて強い影響力をもって作用した。 ICJ規程の起草確定過程において、 これら諸会議に参加した連合国のなかでもとくに主要国(アメリカ、 との組織上の結合関係にみられるような若干の変更を除き、PCIJの枠組をほぼ踏襲した形で確定さ IJ カ 最終的には、 とソ連の 協調的対応はきわめて重要な意味をもつことであって、 これら主要国の論理と思想は、 その作業は、すでに第二次大戦中から非公式・公式の場で着手され、 個々の論点に関しては微妙に異なりある場合には対立した形さえ 戦後世界における一 国際関係における大国と中小国間の対立した利害関 そらした合意の面で、 イタリー、 第二次大戦の 完全な終結の直前であ ン・オークス会議、 イギリス、 この点は決して看過されるべきで 般国際機構とそれに包摂される国 ドイツなどの参加は排除された アメリカ、 フランス、 連合国法律家委員 イギリス、 ソ連、 もちろん、 中 Ι

ts

より強調していえば、

アメリカとソ連の合意を前提として、

はじめてICJの基本的枠組の確定が可能であったと

本的

て検討することにしたいと思う。

也方、中小国の多くのできれる。

それは、一九二〇年時点でのPCIJ規程の起草確定過程における状況と類似するものであった。とくに注目すべきはラ テン・アメリカ諸国の多くの対応であって、それは国家平等原則を強調し、主要国の対応と対峙するものであった。もっ とも、最終的な段階においては、これら諸国も妥協案を認めざるをえない結果に終わった。しかしそれは単なる迎合では の対応は、その後、戦後世界におけるアジア・アフリカ新興諸国のICJにたいする対応に大なる影響を及ぼすことにな なく、ある意味では一種の抵抗権を留保しつつ、終幕を迎えることに応じたのであった。こうしたラテン・アメリカ諸 他方、中小国の多くの対応は、これら主要国の対応と対照的であり、時にはかなり強い程度で対立的な形をとったが、

った、ということができよう。

規程を維持し、踏襲した形で確定されるに至ったが、しかしこれまで概観してきたことからも明らかなように、PCIJ 産あるいは妥協の産物として捉えられるとしても、なおかつ、それは、国際社会の多元的権力構造のもとで、大国支配原 規程を無批判的に容認した結果ではなかった。また、ICJ規程は、PCIJ規程がそうであった如く、国際的協調の所 理が優位する国際関係の政治的現実を如実に反映して構築されたものであった、といえよう。このことは、ICJの 最後に、ICJの基本的枠組を規定するICJ規程は、PCIJの価値ある実績を踏まえ、 多くの面においてPCIJ

.組織原理」構造の把握を試みるうえで、最も重要な関連要素となりうることである。この点については、次節におい

一九七九・六・五――